

議第121号 呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨及び内容

令和元年5月31日に公布された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号。以下「当該内閣府令」といいます。）の誤りについて、令和元年8月30日に官報正誤による訂正手続が行われたことに伴い、当該訂正に基づく所要の規定の整備をするものです。

【参考】 呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年呉市条例第32号）に影響する当該内閣府令の正誤

条項	誤	正
第14条 第1項	（略）施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項，第19条及び第36条第3項において同じ。）	（略）施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。）
第35条 第3項	（略）同条第4項第3号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と，同号ロ(2)中「 <u>除く</u> 」とあるのは「 <u>除き，特別利用保育を受ける者を含む</u> 」とする。	（略）同条第4項第3号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と，同号ロ(2)中「 <u>教育・保育給付認定子ども</u> 」とあるのは「 <u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）</u> 」とする。
第36条 第3項	同条第4項第3号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と，同号ロ(2)中「 <u>を除く</u> 」とあるのは「 <u>及び特別利用教育を受ける者を除く</u> 」とする。	同条第4項第3号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と，同号ロ(2)中「 <u>教育・保育給付認定子ども</u> 」とあるのは「 <u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）</u> 」とする。
第50条	（略）第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り，特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）」と（略）	（略）第11条中「教育・保育給付認定子ども <u>について</u> 」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り，特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。） <u>について</u> 」と（略）

第50条	(略) 同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条」と(略)	(略) 同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と(略)
第51条第3項	(略) この節(第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。)), 第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。(略)	(略) この節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)), 第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。(略)
第52条第3項	(略) 教育・保育給付認定子ども(特定満3歳未満保育認定子どもに限る。)(略)	(略) 教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)(略)
第52条第3項	(略) 満3歳以上保育認定子どもに係る(略)	(略) 満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る(略)

2 施行期日

公布の日